

するめいか、ぶりに関する令和7管理年度(するめいかでは令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、ぶりでは令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県するめいか漁業	現行水準

第2 ぶり

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
101,000 トンの内数

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県ぶり漁業※	101,000 トンの内数